

< 1 >の裁判のポイント

結果：**侵害**

理由：本件写真部分（＝写真1の一部）が、本件モンタージュ写真（＝写真2）のなかに一体的に取り込み利用されている状態においてもそれ自体を直接感得しうるものであることが明らかであるから、被上告人のした前記のような本件写真（＝写真1）の利用は、上告人が本件写真の著作権者として保有する本件写真についての同一性保持権（＝著作権のうちの1つ）を侵害する改変であるといわなければならない。

⇒他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴を直接感得できるため、侵害